

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、茨城県知事より通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年2月15日

茨城県監査委員	白井平八郎
同	村上典男
同	深谷一広
同	羽生健志

(注意事項)

監査実施機関名 自転車競技事務所	監査実施年月日 令和3年10月22日
○監査の結果 取手競輪場東側傾斜地擁壁対策実施設計業務委託において、内部統制が機能せず、公所長に委任された歳出予算の執行限度額を超えて執行したことは適切でない。	
○措置状況 自転車競技事務所において、財務規則等関係法令の再確認を行うとともに、予算要求時からグループ内での相互チェック及び主管課等への確認を十分に行うことなどにより、適切な歳出予算の執行に努める。 なお、疑義が生じた場合は、再度主管課等へ確認したうえで事務処理を進めることとする。 また、予算令達元においても、執行予算の内容及び予定額の確認を徹底することとする。	
監査実施機関名 産業技術イノベーション センター笠間陶芸大学校	監査実施年月日 令和3年11月29日
○監査の結果 排水処理施設引抜ポンプ修繕において、内部統制が機能せず、履行期間の変更に関する契約事務手続が執られていなかったこと、及び検査調書を作成していなかったことは適切でない。	
○措置状況 事務執行に関しては、具体的な処理を記した「事務手続きマニュアル」及び「手続工程管理表」を作成し、全職員に配布・周知した。また、執行中の契約内容に変更が生じた際は、「契約内容変更管理表」を作成し、契約内容及び期日等、適正に管理することとする。 さらに「検査調書」を要する事務執行については、支出負担行為書類に調書を要する旨を朱書きし、手続不備の見落とし防止に努める。	